

原子力規制委員会原子力規制庁長官

池田 克彦 様

原子力災害対策指針の充実・強化、並びに 原子力発電所の再稼働手続きに関する要請

岐阜県は、最寄りの敦賀発電所から県境まで25kmの位置にあることに加え、県西部において若狭湾方向から吹く風が卓越していることから、近隣の原発の安全性に対して県民は重大な関心を有している。

また、本県が平成24年度に実施した県独自の放射性物質拡散シミュレーションでは、近隣の原発から福島第一原発事故と同様の放射性物質の放出があった場合、原発から30kmの距離を超えて、本県に影響があり得ることが示された。

こうした中、本県では、岐阜県防災会議原子力専門部会を設置し、有識者から意見を伺いながら、「岐阜県地域防災計画(原子力災害対策計画)」を策定するとともに、モニタリングポストや可搬式放射線量測定器、安定ヨウ素剤等の原子力防災資機材の配備、原子力防災訓練の実施など、県民の安全・安心を確保するための原子力災害対策を強力に推し進めているところである。

一方、原子力規制委員会においては、本年3月4日に、原子力災害対策指針の改定原案が提示されたところであるが、地域防災体制の整備については、多くの課題が残されている。

さらに、本県周辺の原発については、新規制基準に基づく適合性審査が進められているが、再稼働の手続きについては、未だに不明確な点が多い。

以上を踏まえ、岐阜県としては以下の取組を強く要請する。

平成27年4月16日

岐阜県知事 古田 肇

記

1 原子力災害対策指針の充実・強化

(1) U P Z外の地域における防災対策

- 改定原案においてU P Z外の地域の防災対策が示されたが、きめ細かな防護措置が実施できるように、以下の事項について検討を行うこと。

① 拡散予測の精度向上とその活用

- S P E E D Iに関する記述が削除されたが、U P Z外の地域において、より有効な防護措置が実施できるよう、モニタリングデータとの組み合わせによりS P E E D Iの拡散予測精度を向上させ、活用することを検討すること。

② 屋内退避の有効性の検証と具体的な実施方法の明示

- U P Z外の地域においては、同心円状に対象範囲を設定して屋内退避を実施するとしているが、長時間ブルームが外に存在した場合にはその影響を受ける可能性があるため、こうした場合の屋内退避の有効性について、更に検証を行うこと。
- U P Z外の地域における屋内退避について、対象範囲の設定基準、観光客などの一時滞在者の屋内退避場所の確保及び周知方法など具体的な実施方法について示されていないことから、これを明示すること。

③ 緊急時モニタリングの具体的な実施方法の明示

- U P Z外の地域においては、国が走行サーベイや航空機モニタリングを実施するとしているが、その際の測定ポイントと防護措置実施単位との関連づけなど具体的な実施方法が示されていないことから、これを明示すること。

(2) 安定ヨウ素剤投与の判断基準と具体的な配布方法の明示

- 改定原案において、安定ヨウ素剤については、屋内退避との併用が削除され、一時移転との併用が示されたが、この場合の服用の判断基準や具体的な配布方法について示されていないことから、これを明示すること。

2 再稼働の判断に当たっての丁寧な説明と手続きのルール化

- 再稼働に当たっては、安全性やエネルギー政策上の必要性等について、国民全体に丁寧に説明すること。
- 地元自治体への説明など再稼働に係る一連の手続きについて、ルール化して示すこと。